



## 6月は食育月間 毎月19日は食育の日・共食の日

申込み・問合せ先/健康づくり課 (978-7100)

「食育」とはさまざまな経験を通じて「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することです。

町では「第3次函南町食育推進計画」を策定し、子どもから大人まで食を通じた『豊かな心・健やかなからだ・活力ある地域』づくりを目指し、さまざまな取り組みを推進しています。

皆さんもこの機会に、仲間や家族と一緒に食事を楽しむ「共食」や農作物の栽培や収穫体験、季節や地域の料理を味わうなど、食育を通じて豊かな心と健康的な体を育みましょう。

### 第1回食育セミナー もりもり朝ごはん教室

元気よく1日をスタートするための「朝ごはん」の教室です。時短＆簡単レシピも多数ご紹介します。参加無料です。

#### ○日時

6月24日(水) 10時～12時

#### ○場所

保健福祉センター 2階調理室

#### ○対象・募集人数

町内在住の1歳6か月以上の幼児の保護者  
15人(先着順)

#### ○内容

講話「こどもの心と体を育てる朝ごはんのヒント」、簡単レシピの試食

#### ○申込み

6月17日(水)までに健康づくり課窓口または電話でお申し込みください。

#### ○その他

託児あり(先着15人)、申し込み時にお申し出ください。



## 無料の耐震診断から 始めませんか

問合せ先/都市計画課 (979-8117)



いつ起こるか分からない大地震に備えるため、町では昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅を対象に耐震診断を行い、補強計画の作成と補強工事の費用を補助します。

### ○地震対策補助金メニュー

令和2年度から一部事業の補助額や要件が変更されています。各事業の詳細はお問い合わせください。

#### ①無料耐震診断(わが家の専門家診断)

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を無料で専門家が診断します。

#### ②補強計画作成・耐震補強工事

無料耐震診断で倒壊のおそれがあると診断された木造住宅の補強計画を作成し、補強計画に基づいて耐震補強工事をする場合、最大で100万円(高齢者のみが居住する住宅などは最大で120万円)の補助が受けられます。

#### ③ブロック塀の耐震化

私道を除く道路に面した危険なブロック塀の撤去を実施する場合、最大で26万6千円、撤去後に安全なフェンスなどの設置を実施する場合、最大で16万6千円の補助を受けられます。



## エイズ検査、 梅毒検査、肝炎検査など

問合せ先/東部保健所 (920-2109)

#### ○日時

6月16日(火) 16時30分～19時45分

#### ○検査場所

東部保健所  
(沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎2階)

#### ○検査項目

HIV(エイズ)、梅毒、B型肝炎、C型肝炎

#### ○注意事項

- 検査は予約制で無料です(証明書外必要な人は有料検査)。検査は匿名で受けられます。
- エイズ検査の結果は、採血後約1時間30分でわかりますが、確認検査が必要な場合は、1週間後に検査結果がわかります。

## 特定健診・がん検診など 各種集団検診の中止・変更について

問合せ先/健康づくり課 (978-7100)

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、6月に実施する予定だった集団検診を中止します。

今後も感染状況などにより変更や中止をする場合があります。詳細はお問い合わせいただくか町ホームページなどで随時お知らせします。

## 三島共立病院での 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

問合せ先/健康づくり課 (978-7100)

今年度から、三島共立病院での予防接種は、町が発行する医療機関宛の依頼書が必要になりました。

三島共立病院での接種を希望する人は、1週間程度の余裕をもって健康づくり課へご連絡ください。連絡後、依頼書と案内を送付しますので、ご自身で予約し、体調の良い時に接種してください。



## 不妊・不育症治療費の 一部を助成します。

申込み・問合せ先/健康づくり課 (978-7100)

#### ○対象者

- 次の①～④すべてに該当する人
- ①不妊・不育症治療を受ける日において、1年以上前から函南町に住民登録のある人
  - ②夫婦2人とも健康保険に加入している人
  - ③夫婦間に子どもが1人またはいない人
  - ④他の地方公共団体から助成を受けていない人(静岡県特定不妊治療費補助を除く)

#### ○対象の治療

4月1日以降に実施した不妊・不育症治療費

#### ○助成内容

1年度あたり20万円を上限に、不妊・不育症治療に要した費用の2分の1以内(助成期間は通算5年間)  
※人工授精は、治療分の10分の7以内で1年度あたり63,000円まで

#### ○申込み

令和3年3月31日(水)までに申請書に必要事項を記入し、健康づくり課窓口でお申し込みください。申請書は、健康づくり課窓口で配架することができます。お申し込み時の持ち物はお問い合わせいただくか町ホームページでご確認ください。

#### ○注意事項

継続して助成を希望する場合も年度ごとに申し込みが必要です。

#### ○その他

県特定不妊治療費補助制度に該当する人は県制度の利用を優先しますので、町の制度とあわせて助成を希望する場合は事前にご相談ください。